

October 2019

デザイン出願時に提出する図面の種類の簡素化

韓国におけるデザイン出願に関し、出願人の便宜を図るために、2019年10月1日から図面の種類が現行の基本図面¹⁾、付加図面²⁾、参考図面³⁾から、「基本図面」と「参考図面」へと簡素化されました。

(背景) これまで出願人は図面の種類に対して明確な区分が困難であったため、図面の名称をたびたび誤って記載し、審査官の拒絶意見により図面の名称を修正、補完するとの不便があった。

(主要内容) 図面が簡素化されることにより、今後は付加図面が基本図面にそのまま統合され、デザイン出願の部分拡大図、切断図、展開図などは付加図面として出願する必要なく、基本図面に含めて追加すればよい。

・ これにより、出願人は図面の名称に対する混乱が解消され、図面を容易に作成することができ、審査官の意見提出通知なしに迅速に審査処理の結果を受けることができるようになる。

<参考>

- 1) 基本図面: デザインの全体的形態を表現した斜視図、正面図・背面図、左側面図・右側面図、平面図・底面図
- 2) 付加図面: デザインの具体的な形態を表現するための切断面図、拡大図、展開図など
- 3) 参考図面: デザインの用途などに対する理解及び使用状態を表示した図面

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法的意見を差し上げるものではないことをご了承ください。

更なる詳細に関するお問い合わせは、以下の連絡先までご連絡ください。

T +02 2188 5454
F +02 2188 5455
E ip@BKL.co.kr



特許法人太平洋

ソウル市瑞草区瑞草2洞 1329-7新徳ビル11階 郵便番号(〒06626)

T 02 2188 5454 F 02 2188 5455 E ip@bkl.co.kr H www.BKL.CO.kr

SEOUL | BEIJING | SHANGHAI